



(10)

読むのは億劫、話すも苦手、ましてや書くなどハガキでもおぼけしく。

「さききようず」になりなさい、と書いた処方箋を差上げよう。

以前、ある校長さんへお酌に行ったら、

## さききようずのすすめ

「さき上手」にほだされて、時間のたつのも忘れてしゃべっていたように思う。

んと話しこみ、盃の手だけ差して、こへつげ、早くつげ、俺は大事な話で忙しんだ式の態度であつた。

と耳を澄まし、体をのりだしてきく、そういういい聞き手になりたいものだ。いうなれば「さききようず」というやつだ。

「ちょっと待った、それは違ふ」と相手の話の腰を折ったり、片端からきめつていったり、たまたみこんだり、だだどねを繰返してオル反論の筆に出たり、…でないにしても、いかにも嫌げに飽きたげに、…こうした人達へ話さねばならんことの辛さよ。

きよう八月四日、給食従業の市職員を前にして、お

こがましくも「おとなのくぐり」で二時間しゃべった。私は中央左側のちよつとご年輩の方を標的にして話を進めていった。この方がニコツと笑われたときは、話がうけていいなと思つたし、うんうんと言いつておられたときは、この話は女の人の好みに合うのだなよしもう少し続けよう、などと胸算用。

とにかく私には、実にいい聞き手達だつた。五十人ほどの人がおられたが、話し手の私は、言うなれば、この人たちの「さき上手」にほだされて、時間のたつのも忘れてしゃべっていたように思う。

誰かさん、そういう聞き上手になりませんか。それとても修業のいることかもしれません。

話したいことをいっぱい持っている人は多いが、それだけの聞き上手の仲間をもつていらっしゃらない。

「あなたから聞いてもらつて暗れやかな気持ちになつたわ」と感謝される人は、おとなのくぐりさきようしつのお免状を授与していい人だと思ひますよ。

(須田英夫)

## 満洲青年移民も「準軍属」に

特別給付金も継続して支給

さきごろ国会で、援護関係法律の一部改正が行われ、支給対象範囲の拡大や、契約支給などの改善措置が図られました。

改正点は次のとおりです。

■満洲青年移民を準軍属として処遇します。

昭和十四年十二月二十二日以前の満洲で、軍事に関する業務上の傷病で死亡した青年移民の遺族には遺族給与金、弔慰金が、また障害者となつた青年移民の方には、障害年金(障害一時金)が支払われます。

■特別給付金の支給

△昭和五十二年五月十五日に受領が終わつた「第三回特別給付金国庫債券」号「十

万円券をお持ちの方に、新たに継続して特別給付金三十万円が支給されます。

△昭和五十二年九月十四日に受領が終わつた「第五回特別給付金国庫債券」号「三十万

円券をお持ちの方に、新たに再継続して特別給付金六十万円が支給されます。

△昭和四十七年五月十五日に受領が終わつた「第三回特別給付金国庫債券」号「十

万円券をお持ちの方で、その後の「第五回特別給付金国庫債券」号「三十万円券」を受けなかつた方にも支給されます。

※なお時効完成などによっていままでも一回も受けることができなかった人にも請求権があります。また、特別給付金はすべて本人の請求によつて支給されるものですから、請求権のある方は、忘れずに手続きをしましょう。なおくわしくは、市役所の社会福祉事務所(電話四二二二)の内線二七三)へ。

## 特別弔慰金国債を買上げます

いま「第二回特別弔慰金国庫債券」の買上げ値還を行っています。買上げを希望される方は、社会福祉事務所へご相談ください。

□買上げの対象：第二回特別弔慰金国庫債券で、昭和五十四年六月十五日償還の賦札から連続した賦札がすべて残っているもの

□買上げ価格  
 一 号……十一万七千七百円  
 二 号……十三万六千六百円

□実施期間：昭和五十四年六月十四日まで

□買上げ条件  
 ▼生活保護を受けている人  
 ▼要保護者と認められる人

お買物、ご用命は市内で

ベルが鳴っている。

—先方がすぐ出なくても  
 呼出し音は10回位待ちましょう—



電話のむこうはどんな顔



新津電報電話局